

令和6年度我が国の経済・社会的課題の解決に資する環境省のエネルギー対策特別会計予算の
あり方等検討委託業務 仕様書

1. 業務の目的

環境省では、平成15年度から、石油石炭税の税収を財源とする石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（平成19年度からは、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定）の歳出予算を活用したエネルギー起源CO₂排出抑制対策を進めている。さらに、平成24年10月からは地球温暖化対策のための税が導入され、毎年度、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定エネルギー需給構造高度化対策の中のエネルギー起源CO₂排出削減対策としての支出が行われているところである。

我が国では、1.5℃目標と整合する「2050年カーボンニュートラル」と「2030年度46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦」という新たな目標を宣言し、令和3年10月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」及び「地球温暖化対策計画」等を閣議決定した。また、令和4年7月からは、総理を議長とする「GX実行会議」が開催され、令和5年2月には「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定された。これを踏まえて、同年5月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号。以下「GX推進法」という。）が公布され、7月には同法第6条に基づき「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」が閣議決定された。さらに、GX実現に向けた基本方針の参考資料として提示された22分野の「道行き」について、16分野に再整理した上で、「GX実現に向けた専門家ワーキンググループ」で議論を行い、GX実行会議の下で「分野別投資戦略」として取りまとめられた。

今後10年間で150兆円を超える官民投資の実現に向け、国として長期・複数年度にわたり投資促進策を講ずるために、GX推進法に基づき、20兆円規模の「GX経済移行債」を発行することとしている。個別銘柄であるクライメート・トランジション・ボンドの発行に向けて、令和5年11月には、調達する資金の用途やレポーティング方法等を示した「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」を策定した。セカンド・パーティ・オピニオンを取得した上で、令和6年2月に計1.6兆円程度の公募入札が行われる予定となっている。GX経済移行債に係る歳入歳出は、GX推進法に基づき、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定において経理することとなり、環境省においても、令和4年度補正予算から、GX経済移行債を活用した脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策を実施している。

これらの動き等も受け、関係省庁、企業・産業界、地方公共団体等において、2050年カーボンニュートラルや2030年度削減目標の実現に向けた各種取組、検討が活発に行われている。一方、諸外国等においても、地球温暖化対策（脱炭素推進施策及びGX推進施策を含む。以下同じ。）に関する様々な政策・対策の検討・実施の動きが進められている。

他方で、こうした国内での地球温暖化対策の進展に伴う化石燃料の消費抑制により、石油石炭税の税収は減少していくこととなる。その結果、エネルギー対策特別会計によるエネルギー起源CO₂の排出削減対策に支出できる予算も減少することとなるため、事業の重点化・合理化・効率化を進めていく必要がある。

本業務では、地球温暖化対策に関する我が国及び諸外国等における最近の取組・動向等について様々な視点から情報収集・整理等を行い、我が国の地球温暖化対策として必要な分野に必要な投資・支出等がされているか等を俯瞰的に整理し、今後のエネルギー起源CO₂排出削減対策において短期的及び中長

期的な観点から重点的に取り組むべき分野やその投資・支出等に関するあり方や改善方策についての検討等を行い、その結果を分かりやすい形で取りまとめるとともに、EBPM 実践ガイドや地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックのアップデート及び適用支援をはじめとして、既存の見知も活用しつつ、環境省のエネルギー対策特別会計予算に関する PDCA サイクルの確保に向けた取組を支援することを目的とする。

2. 業務の内容

環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、以下の業務内容を実施する。なお、調査や分析の内容によっては、再委託又は他の事業者の協力を得て実施（いわゆる共同実施）しても差し支えない。

(1) 海外における地球温暖化対策及びそのための投資、地域・都市等の取組、グローバル企業等の投資・ニーズ、今後の投資・成長分野の見通し等についての分析

欧州（EU 及び域内主要国）や北米を中心に、主要各国における地球温暖化対策、そのための投資規模、公共投資の財源及び支出の種別・用途について詳細に把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめる。その際、地球温暖化対策のための税等が地球温暖化対策以外の用途（公正な移行や質の高い雇用の創出を含む。）に充てられている場合は、その内容についても詳細に把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめること。

海外の地球温暖化対策に資する技術開発・実証事業、導入補助事業等の概要や採択状況について情報の収集・整理を実施するとともに、海外の地球温暖化対策事業における、技術分野や対象地域、採択事業者等の採択傾向や資金提供スキーム等を分析し、現状で重点的な支出が行われている領域や特徴的な資金提供スキームの特定を行い、国内との類似点・相違点を明らかにするなど、分かりやすくまとめる。

主要各国の地球温暖化対策に関し、地域・都市レベルで（地方行政組織が国や企業・業界団体と共同で行う場合を含む。）、脱炭素社会の実現に向けた目標・計画・取組を立案・実施している事例を出来る限り幅広く収集し、その分野・内容・用途や、地域・都市の特性がどのように考慮されているか等について詳細に把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめる。

COP をはじめとする国際会議等においてグローバル企業等を中心とした企業連合等が誓約している投資分野や実現目標、業界団体を含む民間部門における脱炭素の取組について取り上げ、民間の投資や需要が見込まれる分野・内容・用途等について詳細に把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめる。その際、サプライチェーンやバリューチェーン、ESG や SDGs、サーキュラーエコノミー、バイオエコノミー、ネイチャーポジティブ等の観点も考慮すること。また、金融部門における脱炭素投資の取組等について詳細に把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめること。

また、世界全体での地球温暖化対策において、今後重点的な対策や投資が必要と考えられている分野について、IPCC、IEA、IRENA、UNEP 等の国際機関や各国政府、研究機関等の見通しやその根拠を整理しつつ、分かりやすくまとめる。

(2) 国内で直面する経済的・社会的変化等を踏まえた今後の地球温暖化対策に係る投資・成長分野の見通し等についての分析

(1) の分析等を踏まえ、国内の地球温暖化対策において今後重点的な対策や投資が必要と考え

られる領域を特定し、当該領域の脱炭素化を進めるための提言、見通し、研究等の既存の知見についての把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめる。

また、地方公共団体（都道府県・市区町村）が、又は地方公共団体と企業・業界団体が共同で、脱炭素化の目標・戦略・計画を策定し、地域の特性に応じた CO2 排出削減に取り組んでいる具体的な事例（脱炭素先行地域を除く。）を幅広く収集し、その内容及び予算・財源等について把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめる。

（3）令和5年度予算までのエネルギー対策特別会計の使途等の経年分析

エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定エネルギー需給構造高度化対策におけるエネルギー起源 CO2 排出削減対策を中心とした使途等について、これまでの経年整理・分析を行う。具体的には、過去の国内の地球温暖化対策に資する技術開発・実証事業及び導入補助事業の採択状況並びに関連する政府戦略・計画等に基づく技術開発・実証に係る目標や取組内容などについて情報の収集・整理を実施する。

また、GX経済移行債を活用した投資促進策について、令和4年度補正予算以降の執行状況、令和7年度予算要求の内容等について把握・整理・分析し、分野別投資戦略等と照合すること等により、GX実現のために更なる支援が必要な分野・内容を明らかにする。

（4）各府省庁等の地球温暖化対策及びその関係予算の経年分析

環境省が取りまとめている「地球温暖化対策関係予算案」、「地球温暖化対策計画の進捗状況」並びに各府省庁及び政府系機関等の各種公表資料・情報等を踏まえ、政府全体並びに各府省庁及び政府系機関等の地球温暖化対策の内容及びその関連予算の使途等についての把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめる。また、政府全体の地球温暖化対策予算の中でのエネルギー起源 CO2 排出削減対策の位置づけを定量的な経年分析データとして可能な範囲で把握・整理・分析し、分かりやすくまとめる。

（5）我が国の経済的・社会的課題の解決と脱炭素社会構築の両立に向けた重点投資分野の検討・整理

（1）から（4）までの分析を踏まえ、脱炭素社会構築と同時解決すべき経済的・社会的課題や、そのために重点的な投資が必要とされている分野・領域を特定するとともに、環境省及び関連省庁、業界団体等が掲げる将来像・ビジョン等を踏まえて今後の脱炭素社会構築に向けて進むべき骨太な方向性について検討・整理・分析し、取りまとめを行う。

同時解決すべき経済的・社会的課題や今後重点的な投資が必要とされている分野・領域については、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の14分野、「地域脱炭素ロードマップ」の対象となる主要8分野、「分野別投資戦略」の16分野、関係省庁が策定する主要な戦略・計画・ロードマップ等の対象分野等を十分踏まえつつ、検討・整理・分析を行う。

さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー起源 CO2 排出削減対策の改善方策やあり方、今後の脱炭素社会構築に向けて必要となる使途、対策・施策、スキームについて、令和12（2030）年まで、令和17（2035）年まで、令和22（2040）年まで、2050年までの各期間・ステージを意識しつつ、詳細な分析を実施するとともに、実現に要する概算事業費等の試算を行う。このうち、令和8年度から10年度までの3か年程度を目途にエネルギー起源 CO2 排出削減対策を

講じていくべき重点戦略分野及び実施すべき施策等について、環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、より精緻かつ詳細な分析・取りまとめを行う。取りまとめの際には、環境省担当官と協議の上、整理フォーマットを決め、評価・分析を行うこと。

なお、後述する有識者へのヒアリングを実施する場合は、その指摘事項を踏まえ、環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、本項の検討・分析・取りまとめを実施すること。

(6) 分析の精緻化等

上記の(1)から(5)までを検討するに当たっては、環境省担当官と相談の上で、必要に応じて有識者へのヒアリングや現地調査を行うなどにより、個々の論点ごとに想定される議論や指摘に耐える水準に分析の精緻化を行う。また、文献調査等の過程で必要に応じ、環境省担当官の指示に従い、海外文献の翻訳を行う(英語の文献だけでなく、必要に応じてその他の国・地域の言語の文献も含む)。なお、ヒアリングを行う場合は、7,900円/時間の謝金を支払うものとする。

(7) 環境省のエネルギー特別会計予算のPDCA確立に向けたEBPM推進支援

行政事業レビューでは、各省庁が証拠に基づく政策立案(EBPM)の手法を用いた事業の進捗・効果の点検を実施し、それを踏まえた事業の改善、見直しを行い、概算要求や執行に反映することとしている。このレビューを通じたPDCAサイクルを確立するために、(1)から(6)までの調査・検討によって得られた知見も活用しつつ、EBPM推進のための支援を実施する。具体的には、以下の①から③までに示す事項を行う。なお、検討に当たっては、環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、必要に応じて環境省内の関連する取組との連携を図ること。

①EBPM実践ガイドのアップデート等

予算要求プロセスでの活用に向けて、②の支援の過程で生じた課題への対応や、レビューシート上の改善に資する要素について検討し、EBPM実践ガイドのアップデートを行う。また、アップデート作業では対応しきれない内容がないか確認し、課題や論点の整理を行った上で、令和7年度に実施すべきEBPM実践ガイドの改善方策や課題の解決方策等についての提案を行う。

②行政事業レビューシート作成等支援

エネルギー対策特別会計事業の検討・検証段階において、環境省担当課室がEBPM実践ガイドを適切に活用するための支援等を行う。具体的には、行政事業レビューシートの作成時に開催する省内説明会において、EBPM実践ガイドの内容について説明を行うとともに、必要に応じ個別相談に対応する。また、担当課室が作成する全ての行政事業レビューシート(80件程度を想定)について、内閣官房行政改革推進本部事務局から発出される「レビューシート作成要領」、「行政事業レビューシートを作成する際の留意点」等も踏まえ、EBPM実践ガイドに沿って、内容の確認や改善の提案を行う。とりわけ、令和7年度に新規・拡充要求を行う事業については、設定すべきアウトプット・アウトカムやエビデンスの精査・提案を重点的に行う。

③事業実績情報を活用したEBPM推進に向けた支援

環境省のエネルギー対策特別会計における技術開発・実証事業及び導入補助事業のうち、環境省担当官が指定するものについて、事業採択後に事業者から報告されるCO2排出量等の情報等を用いて、EBPM推進による事業の改善・見直しにつなげるための情報収集・整理・検討を行い、担当課室による改善・見直し等の検討支援を行う。

(8) 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックの改良及び運用支援

(7) の検討を踏まえ、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>」及び補助事業者用として作成された「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業者申請用>（環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」と総称する。）について、既存調査によって得られた知見を活用しつつ、環境省のエネルギー対策特別会計事業の予算要求プロセスにおける適用支援及びガイドブックのアップデートを実施する。これに当たり、「令和5年度エネルギー対策特別会計補助事業検証・評価委託業務」（全10業務）において調査が行われた全ての事業を対象に、同業務の報告書におけるCO₂削減効果の検証・評価プロセスを整理し、必要に応じてガイドブックのアップデートに反映する。また、アップデート作業では対応しきれない内容がないか、後述の運用支援の過程で生じた課題も含めた課題や論点の整理を行った上で、令和7年度に実施すべきガイドブックの改善方策や課題の解決方策等についての提案を行う。

また、エネルギー対策特別会計事業の概算要求段階において、環境省担当課室がガイドブック及びそれに準拠した計算ファイルを活用して事業のエネルギー起源CO₂削減効果を適切に算定するための支援等を行うこととし、必要に応じ説明会や個別相談を行う。

3. 業務履行期限

令和7年3月25日まで

4. 成果物

紙媒体：報告書 10部（A4判 500頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R等 3式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出期限：令和7年3月25日（ただし、2月25日までに報告書の案を提出し、環境省担当官の確認を受け、修正等を反映したものを最終成果物とすること）

提出場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課

5. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

契約締結時においての国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

日本語及び英語のサマリーを作成することとし、英語サマリーについては以下によること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「` ´」→「'」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。1/4文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。